

平成24年

第1回市議会定例会 議案第59号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「公営企業の」を削り、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（剰余金の処分）

第7条 公営企業の管理者（以下「管理者」という。）は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額および前事業年度から繰り越した利益のうち法第32条の2の規定により毎事業年度生じた欠損金をうめた後の残額の全部または一部を次に掲げるいずれかの積立金として積み立てることができる。

(1) 減債積立金（企業債の償還に充てるための積立金をいう。）

(2) 利益積立金（欠損金をうめるための積立金をいう。）

(3) 建設改良積立金（地方公営企業の建設または改良を行うための積立金をいう。）

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭または物件（以下この項において「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する

金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

第8条 管理者は、前事業年度から繰り越した欠損金のうち法第32条第1項の規定により毎事業年度生じた利益をもつてうめた後の残額および毎事業年度生じた欠損金のうち法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつてうめた後の残額があるときは、資本剰余金（前条第2項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の一部改正に伴い、剰余金の処分に関する規定を整備するため